

産学官連携ものづくり工房切削機器・工具類利用規定

大分大学医学部附属臨床医工学センター

大分大学医学部内に設置した「産学官連携ものづくり工房」内に整備した切削機器・工具類（以下「機器類」とする）の利用に関して必要な事項を定めるものである。

（管理者）

第1条 工房内の機器類の管理は臨床医工学センターが行い、その責任者は臨床医工学センター教授である。

（利用対象者）

第2条 学内者、学外者を問わず、医療・福祉機器開発、診断・治療法開発、およびそのための基礎研究に携わる、医療従事者、企業技術者、研究者、学生。

（利用内容）

第3条 大分大学医学部附属病院内に配置した機器類を使用し、医療・福祉機器開発、診断・治療法開発、および基礎研究のための、試作品、器具等を、前条に定める利用者が手作り作業で製作するものとする。

（利用申請・利用方法）

第4条 本機器類をりようしようとするものは、臨床医工学センター受付に申請（電話、e-mail、FAX、口頭にて）を行わなければならない。管理責任者が承認のち、センター係員が開錠、施錠する。工房内での使用を原則とし、無断での機器の工房外への持ち出しを禁止する。

工房に設置した台帳に、氏名、所属、利用開始・終了時間、使用機器類名を記載しなければならない。

（利用料金）

第5条 本機器の利用については、無料とする。

（利用時間）

第6条 本機器の利用時間は、平日の午前9時から午後5時までを原則とする。管理責任者が必要と判断した場合に限り、午後5時以後の利用を管理責任者が許可できる。

（利用の取り消し）

第7条 管理責任者は次の各項目のいずれかに該当するとき、利用の取り消しをすることができる。

1. 利用者が本規定または管理責任者の指示に違反したとき。
2. 利用申請の内容に齟齬が生じたとき。
3. 利用者が公序良俗に関する行為をしたとき。
4. 災害、機器の故障等の事故により、当機器の利用ができなくなったとき。
5. その他の事情により、管理責任者が特に必要と認めたととき。

(利用者の責務)

第8条 利用者は管理責任者から機器利用の目的、内容等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。利用者の不適正な使用が原因となる機器の故障、破損、紛失を生じた場合は利用者の負担で原状復帰を行わなければならない。

(秘密保持)

第9条 当機器を使用した造形物に関して、運営管理組織および個人は一切の情報を外部に漏洩してはならないものとする。

(損害賠償)

第10条 機器利用により利用者が被った直接、および間接の障害について、大分大学、ならびに臨床医工学センターは一切の責任を負わないものとする。

付 則

この規定は、平成31年6月1日から施行する。